

総務省提出「倫理規程に違反する疑いがある会食一覧」を時系列に並べ替えたもの（関連する出来事も追加）

整理番号	職員（現官職）	会食時の利害関係	会食時の官職	年月日	時間	場所	参加者	会食の趣旨	飲食単価	土産代	タクシー代	費用負担者
16	秋本芳徳（大臣官房付）	×	総合通信基盤局総務課長	2016年7月20日	19:00頃～	港区南麻布	木田、菅	懇親会	¥7,704	—	—	東北新社
9	吉田真人（総務審議官）	○	大臣官房審議官	2016年8月8日	18:30頃～20:00頃	港区六本木	木田、菅	暑気払い	¥5,980	—	—	東北新社
15	秋本芳徳（大臣官房付）	×	総合通信基盤局総務課長	2016年11月28日	19:00頃～	港区六本木	木田、菅	忘年会	¥14,634	—	—	東北新社
8	吉田真人（総務審議官）	○	大臣官房審議官	2016年12月14日	19:00頃～20:00頃	港区六本木	木田	忘年会	¥12,250	—	—	東北新社
	東北新社が4K放送の事業者に認定される			2017年1月24日								
14	秋本芳徳（大臣官房付）	×	総合通信基盤局総務課長	2017年5月26日	18:30頃～20:00頃	港区六本木	木田、他1名	懇親会	¥23,750	—	—	東北新社
7	吉田真人（総務審議官）	○	大臣官房総括審議官	2017年10月18日	18:30頃～20:00頃	中央区銀座	木田	懇親会	¥9,350	—	—	東北新社
	「囲碁・将棋チャンネル」「ザ・シネマHD」が東経110度CS放送に係る衛星基幹放送に認定される			2018年5月11日								
	衛星放送の未来像に関するワーキンググループ 第5回「報告書(案)」			2018年5月18日								
33	課長級職員（大臣官房付）	×	(情報流通行政局)	2018年9月19日	21:00頃～	中央区日本橋兜町	三上、他4名	合同懇親会後の2	¥7,582	—	—	東北新社
4	谷脇康彦（総務審議官）	×	総合通信基盤局長	2018年10月9日	18:30頃～	千代田区九段北	二宮、木田、菅、他2名	懇親会	¥24,292	—	—	東北新社
13	秋本芳徳（大臣官房付）	×	総合通信基盤局電気通信事業部長	2018年11月29日	19:00頃～	港区南麻布	木田	忘年会	¥6,210	—	—	東北新社
36	奈良俊哉（内閣官房内閣審議官）	○	大臣官房審議官	2018年12月12日	18:30頃～20:30頃	港区南麻布	木田	忘年会	¥7,128	—	—	東北新社
20	玉田康人（大臣官房総務課長）	○	内閣官房内閣参事官	2019年1月23日	18:30頃～21:00頃	港区南麻布	木田	新年会	¥9,040	—	—	東北新社
27	井幡晃三（情報流通行政局放送政策課長）	○	情報流通行政局衛星・地域放送課長	2019年2月6日	18:30頃～	港区西麻布	木田	新年会	¥8,763	—	—	東北新社
12	秋本芳徳（大臣官房付）	×	総合通信基盤局電気通信事業部長	2019年2月14日	19:00頃～21:00頃	港区三田	木田、菅、(湯本)	新年会	¥5,616	—	—	東北新社
19	湯本博信（大臣官房付）	×	情報流通行政局放送政策課長	2019年2月14日	19:00頃～21:00頃	港区三田	木田、菅、(秋本)	新年会	¥5,616	—	—	東北新社
3	谷脇康彦（総務審議官）	×	総合通信基盤局長	2019年6月6日	18:30頃～	港区赤坂	三上、木田、菅	懇親会	¥11,127	—	—	東北新社
22	豊嶋基暢（情報流通行政局情報通信政策課長）	×	情報流通行政局放送政策課長	2019年8月1日	18:30頃～21:00頃	中央区銀座	木田	暑気払い	¥10,950	—	—	東北新社
34	三島由佳（情報流通行政局）	○	情報流通行政局情報通信作品振興課長	2019年8月22日	18:30頃～20:30頃	中央区銀座	木田、他1名	暑気払い	¥16,632	—	—	東北新社
26	井幡晃三（情報流通行政局放送政策課長）	○	情報流通行政局地上放送課長	2019年8月27日	18:30頃～	港区六本木	木田	暑気払い	¥13,200	—	—	東北新社
25	井幡晃三（情報流通行政局地上放送課長）	○	情報流通行政局地上放送課長	2019年8月30日	18:30頃～	港区南青山	三上、菅、(吉田恭)	懇親・情報交換	¥10,000	—	—	東北新社
32	吉田恭子（情報流通行政局衛星・地域放送課長）	○	情報流通行政局衛星・地域放送課長	2019年8月30日	18:30頃～	港区南青山	三上、菅、(井幡)	懇親・情報交換	¥10,000	—	—	東北新社
31	吉田恭子（情報流通行政局衛星・地域放送課長）	○	情報流通行政局衛星・地域放送課長	2019年9月3日	18:30頃～	港区南麻布	木田、(職員)	暑気払い	¥7,284	—	—	東北新社
38	課長補佐級職員（出向中）	○	(情報流通行政局)	2019年9月3日	18:30頃～21:30頃	港区南麻布	木田、(吉田恭)	暑気払い	¥7,284	—	—	東北新社
2	谷脇康彦（総務審議官）	×	総合通信基盤局長	2019年10月23日	18:30頃～	港区六本木	二宮、三上、木田、菅	懇親会	¥21,901	—	—	東北新社
	山田真貴子（内閣広報官）	注1	総務審議官	2019年11月6日	18:30頃～	港区麻虎ノ門	二宮、三上、木田、菅	懇談	¥74,203	—	—	東北新社
18	湯本博信（大臣官房付）	○	情報流通行政局総務課長	2019年11月27日	18:40頃～20:30頃	港区六本木	木田、菅	忘年会	¥13,054	—	—	東北新社
21	豊嶋基暢（情報流通行政局情報通信政策課長）	×	情報流通行政局放送政策課長	2019年11月28日	18:30頃～21:00頃	港区麻布台	木田	忘年会	¥11,000	—	—	東北新社
30	吉田恭子（情報流通行政局衛星・地域放送課長）	○	情報流通行政局衛星・地域放送課長	2019年11月29日	19:00頃～	港区麻布十番	三上、他1名、(職員)	懇親会	¥13,998	—	—	東北新社
37	課長補佐級職員（出向中）	○	(情報流通行政局)	2019年11月29日	19:00頃～21:00頃	港区麻布十番	三上、他1名、(吉田恭)	懇親会	¥13,998	—	—	東北新社
	吉本興業の子会社など3事業者が新たにBS放送の衛星基幹放送に認定される			2019年11月29日								
35	奈良俊哉（内閣官房内閣審議官）	○	大臣官房総括審議官	2019年12月17日	18:30頃～20:30頃	港区麻布台	木田、菅	忘年会	¥11,000	—	—	東北新社
24	井幡晃三（情報流通行政局放送政策課長）	○	情報流通行政局地上放送課長	2019年12月19日	18:30頃～	文京区湯島	木田、菅、(吉田恭)	忘年会	¥7,500	—	—	東北新社
29	吉田恭子（情報流通行政局衛星・地域放送課長）	○	情報流通行政局衛星・地域放送課長	2019年12月19日	18:30頃～	文京区湯島	木田、菅、(井幡)	忘年会	¥7,500	—	—	東北新社
6	吉田真人（総務審議官）	○	情報流通行政局長	2020年1月24日	18:30頃～20:00頃	港区西麻布	木田、菅	新年会	¥5,427	—	—	東北新社
	「スター・チャンネル」の放送事項変更が許可される			2020年3月11日								
11	秋本芳徳（大臣官房付）	○	情報流通行政局長	2020年7月30日	18:00頃～20:00頃	港区西麻布	木田、菅、他1名	暑気払い	¥16,998	—	¥3,320	東北新社
28	吉田恭子（情報流通行政局衛星・地域放送課長）	○	情報流通行政局衛星・地域放送課長	2020年8月5日	18:30頃～	港区南麻布	三上	情報交換	¥23,735	—	—	東北新社
23	井幡晃三（情報流通行政局放送政策課長）	○	情報流通行政局放送政策課長	2020年8月12日	18:30頃～	港区六本木	木田	暑気払い	¥21,120	—	—	東北新社
1	谷脇康彦（総務審議官）	○	総務審議官	2020年10月7日	18:30頃～21:40頃	中央区日本橋人形町	二宮、三上、木田、菅	意見交換	¥47,151	¥6,048	¥7,920	東北新社
	BS帯域の再編に伴い、「スター・チャンネル」のスポットを縮減			2020年11月30日								
5	吉田真人（総務審議官）	○	総務審議官	2020年12月8日	19:30頃～21:00頃	港区六本木	木田、菅	懇親会	¥25,300	¥1,944	¥5,410	東北新社
10	秋本芳徳（大臣官房付）	○	情報流通行政局長	2020年12月10日	18:30頃～20:30頃	港区六本木	木田、菅	懇親会	¥19,984	¥2,000	¥3,060	東北新社
17	湯本博信（大臣官房付）	○	大臣官房審議官	2020年12月14日	18:30頃～20:40頃	港区南麻布	木田、菅	忘年会	¥8,744	¥1,600	—	東北新社
	「スター・チャンネル」が5年毎の認定更新を迎える			2020年12月15日								
	衛星放送の未来像に関するワーキンググループ 第12回「報告書(案)」			2020年12月15日								

注1：会食時には、東北新聞社との職務上の直接の関係はなかったが、職歴上、国家公務員倫理法上の利害関係者に該当していた可能性が高いと考えている。（「内閣広報官：山田真貴子氏の事案について」から抜粋）

ることが必要である。

他方で、本年からの新4K8K衛星放送の実現に向けて新たに開放されたBS放送及び東経110度CS放送の左旋帯域については、対応する新たなアンテナが必要であるなど受信環境の相違から、公募を行ったにも関わらず利用可能枠が全ては埋まらず、今後更に利用可能な帯域が拡充される見込みであることも踏まえれば、右旋帯域とは別の意味で有効活用が進んでいない状況である。

したがって、帯域の有効活用を検討するに当たっては、BS放送及び東経110度CS放送の右旋帯域と左旋帯域の利用状況の非対称性を前提にすることが必要<sup>1</sup>であり、

- ① 右旋帯域については、符号化装置の高度化等、放送機器の性能向上等を踏まえて効率的利用の観点から、
- ② 左旋帯域については、受信環境の整備など利用促進の観点から、それぞれ有効活用の在り方を別々に検討することが望ましいと考えられる。

### 3. 効率的利用の観点からの右旋帯域の有効活用

#### (1) 基本的な考え方

現在の法制度においては、BS放送及び東経110度CS放送といった衛星基幹放送に参入するに当たっては、総務大臣の認定を受けることが必要であり、認定期間は5年、更新も可能とされている。認定の更新に際しては、地上基幹放送と異なり<sup>2</sup>、マスメディア集中排除原則への適合性のみを審査することとされており、一旦認定を受けて事業参入すれば、容易に当該認定を更新することが可能な仕組みとなっている。

このため、帯域の有効活用に関しては、新規参入に係る認定についても、5年ごとの認定の更新についても審査項目とされていない<sup>3</sup>。この背景としては、これまで、右旋帯域についても新たな周波数の開放やデジタル化に伴うアナログ放送の停波等により、比較的潤沢に新たな利用可能帯域が生じてきたという経緯があり、また、衛星放送という新たなメディアの普及を促進するため、番組(チャンネル)の継続性を重視するという観点から既に参入した事業者の認定更新に際して過度の負担を課さないという考え方に基づいて制度設計されたことによるものと考えられる。

しかしながら、BS放送及び東経110度CS放送のいずれについても、右旋帯域につ

<sup>1</sup> 東経124/128度CS放送については、参入に際して総務大臣が帯域を指定する「認定」ではなく、「登録」によることとされており、今回の本ワーキンググループにおける検討の対象外とするものであるが、現時点で100万以上の加入者が存在しており、今後の事業動向等を見据えつつ、必要があればあらためて検討を行うことが望ましい。

<sup>2</sup> 地上基幹放送については、ハード・ソフト一致の「再免許」も、ハード・ソフト分離の「認定の更新」も、参入時と同じ項目を全て審査する制度となっている。

<sup>3</sup> 唯一、帯域の有効活用が考慮された例として、平成17年のBS放送の新規認定に際して、行政が定める「認定方針」において、比較審査項目として「周波数の効率的利用が図られるものであること」が盛り込まれたことがある。

いては、

- ① 本年12月に開始予定の新4K8K衛星放送の一部をBS放送の右旋帯域で実施するに当たり、参入事業者が既存放送の帯域の一部を自主的に縮減することを、優先的に認定が受けられる条件とすることにより帯域を確保
  - ② 本年5月の認定による東経110度CS放送の高画質化について、高画質化に必要な帯域を確保するために、画質評価を経た関係事業者の合意の下、高精細度テレビジョン(HD)放送を行う帯域を従来の16スロットから12スロットに引き下げることで実現
- といった事実が示すように、新たな利用可能帯域は容易に見込めない状況である。

他方で、BS放送及び東経110度CS放送といった衛星基幹放送が年間数億円のインフラ利用コストで3,000~4,000万世帯にリーチ可能な放送メディアであることを踏まえれば、潜在的な新規参入要望も相当程度あるものと想定される。

こうした状況を踏まえれば、右旋帯域に関しては、新規参入に関する認定、5年ごとの認定の更新いずれについても、帯域が有効活用される、あるいはされてきたかを検証し、有効活用が見込まれない場合には、総務大臣が指定する帯域を有効活用が担保できる水準とする仕組みを法制度上明確に定めることが適当である。

#### (2) 有効活用の検証の基準

有効活用されているか否かを行政が判断するに当たっては、客観的な基準が必要であるが、その際、同じ衛星基幹放送の右旋帯域であっても、BS放送と東経110度CS放送では、後述するとおり技術的な特質や事業の態様等が異なっていることから、その相違を踏まえて基準を設けることが適当である。

まず、東経110度CS放送の右旋帯域については、本年5月の認定による高画質化に際して、既に画質評価を経た関係事業者全体の合意として、高精細度テレビジョン(HD)放送について、従来の16スロットではなく、一律12スロットで実施することとされたところであり、当面はこの基準に基づいて有効活用されているか否かを判断することが適当である。

一方、BS放送の右旋帯域については、

- ① 東経110度CS放送と異なり、原則として、番組ごとにTS(Transport Stream)IDが割り振られ、番組ごとの送出を前提とした設備構成となるため、統計多重方式<sup>4</sup>の活用が困難であること、
- ② マルチ編成や常時のデータ放送等、東経110度CS放送では実施されていないサービスが提供されていること、

<sup>4</sup> 各番組の伝送容量の一部を必要に応じ各瞬間ごとに他の各番組の伝送に割り振る技術方式。

③ 1,440×1,080 ピクセルのHD だけでなく、1,920×1,080 ピクセルのフルHD<sup>5</sup> といった高画質であることをビジネスモデルのコアとして展開されている例もあること

等、東経110度CS放送とは異なる事業実態があり、たとえ単純な帯域1スロット当たりの伝送レートが東経110度CS放送より高い<sup>6</sup>という事実があるとしても、東経110度CS放送と同様の一律12スロットによる高精細度テレビジョン(HD)放送の実施を求めることは適当ではない。

上記のような事業実態の相違を踏まえて、今後、BS放送の右旋帯域に関する具体的な基準を検討していくことが必要となるが、その際、以下の点に留意すべきである。

- ① 衛星基幹放送に係る行政処分の判断基準となるものであることから、客観的かつ定量的な基準とすること。
- ② ただし、事業者ごとに活用する技術や使用する放送機器、ビジネスモデルが異なる<sup>7</sup>ことを踏まえ、当該基準は、ある程度幅を持たせた柔軟なものであること。
- ③ 当該基準については、技術の進展等を踏まえて、定期的に見直しを行うべきものであること。

また、基準については、行政処分の判断基準であることから、放送法及びその下位法令といった法制度の中に明記することが適当であるが、その策定に当たっては、行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることをはじめ、行政処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設ける<sup>8</sup>ことが必要である。なお、有効活用されているか否かを判断するに当たっては、認定又は認定の更新に際して、まずは申請事業者が自ら法制度に定められた基準への適合性及び新たな技術・サービスの導入状況その他の勘案すべき事情に関する説明責任を果たし、行政がその妥当性を検証するといった対応が望ましいと考えられる。

<sup>5</sup> この報告書で用いる画質に関する用語の区分は以下のとおり。

	放送法令上の区分	解像度
2K	標準テレビジョン(SD)放送	・720×480ピクセル
	高精細度テレビジョン(HD)放送	・1,440×1,080ピクセル ・1,920×1,080ピクセル(フルHD)
4K	超高精細度テレビジョン放送	・3,840×2,160ピクセル
8K		・7,680×4,320ピクセル

<sup>6</sup> 符号化方式が同じMPEG2でも、実態上変調方式が違うことから、東経110度CS放送が帯域1スロット当たり約0.8Mbpsであるのに対し、BS放送は帯域1スロット当たり約1.1Mbps。

<sup>7</sup> 例えば、画像解像度1,920×1,080ピクセルのフルHDについては、帯域24スロットで放送する事業者がある一方で、フレーム/フィールド構造適応符号化方式を活用して帯域18スロットで放送する事業者も存在する。

<sup>8</sup> 米国の国立標準技術研究所(NIST:National Institute of Standards and Technology)のように国の機関が技術基準を策定する際に、広くRFC(Request for Comments)を採用している例もある。

(3) 利用方策に関する基本方針

衛星基幹放送の右旋帯域において利用可能な帯域が生じた場合、有効活用の観点から公募により速やかに新たな利用方策を決定することが望ましい。

その際、基本的な方針として、既存番組に帯域を追加することで画質の向上を図ることと、新規番組の参入によりコンテンツの多様化を図ることのいずれを優先するかが論点となるが、これを検討するに当たっては、本年12月より新4K8K衛星放送が開始されることを十分に踏まえることが必要である。すなわち、新4K8K衛星放送の開始により、現在標準画質(SD)で放送されている既存番組については従来以上に画質格差が顕著となることが想定されることから、本年5月の認定による東経110度CS放送の高画質化においても行われた<sup>9</sup>ように、まずは既存の標準画質(SD)番組で高精細画質(HD)番組への移行を希望する者を優先することが適当である。他方、既に高精細画質(HD)で放送を行っている番組の更なる画質向上については、4K・8K放送の実施により実現可能であることから、新規参入によるコンテンツの多様化を優先することが適当である。

なお、2Kと4K・8Kに関して、現在、総務省告示「基幹放送普及計画」において、「2K放送は右旋、4K・8K放送は左旋を基本」という方針<sup>10</sup>が設けられているが当面はこれを維持することが望ましい。しかしながら、当面は、4K・8K放送に関して独自のコンテンツを大量に確保することが困難な状況ではあるにしても、同様のコンテンツを2K放送と4K・8K放送の双方の帯域で放送することを長期間継続するのは有効活用の観点からは課題である。このため、2Kから4K・8Kへの移行について、4K・8Kテレビの普及状況、受信環境の整備状況、メディアの特性等も見ながら、適切なタイミングで関係者間で検討を開始することが適当である。

(4) 帯域の再編成

本年12月の新4K8K衛星放送の実施に伴うBS右旋帯域の再編成や、今般の高画質化に伴う東経110度CS右旋帯域の再編成等、既存番組の帯域の縮減・追加や新規参入により右旋帯域全体の再編成が必要となる可能性がある。大規模な帯域再編は時間・多大な費用を伴うだけでなく、録画の失敗等、視聴者にも不利益が発生するリスクがあることから、できるだけ避けることが望ましいが、ソフト事業者の新たな取組や新規参入による活性化は、衛星放送事業全体のダイナミズムを確保する上で必要であり、そのために一定規模の再編が不可避となる局面もあり得るものである。

その際、視聴者への影響を最小限としつつ、時間・コストの効率化を図る観点から、行政や関係事業者が連携して、これまでの再編成も参考に再編成の標準的な手順を策定する

<sup>9</sup> 東経110度CS放送の高画質化においては、①既存の標準画質(SD)番組の高精細画質(12スロットHD)番組化、②新規の高精細画質(12スロットHD)番組、③既存の標準画質(SD)番組の高画質(6スロットSD)番組化、④その他の順に優先。

<sup>10</sup> 右旋の4K放送については、現在の受信環境を踏まえ、4K・8K放送の普及促進を図るための措置という位置付け。

## （２）4K コンテンツの充実

4K 放送の推進及び 4K 対応受信機の普及のためには、魅力ある 4K コンテンツの充実が不可欠であるが、現状は質・量ともに不足している状況である。今後、ピュア 4K コンテンツを増やしていくためにはどのような方策が考えられるか検討を行った。

ワーキンググループでは、関係事業者・団体から、4K コンテンツの提供に関する取組や放送だけでなく配信でのマルチユースを念頭に置いたコンテンツの展開に関する取組の紹介が行われるとともに、高精細・高品質化の流れの中で、コンテンツを 4K で収録・制作することは主流になってきており、積極的な投資が必要であるとの意見があった。また、周知広報に関して、業界全体での積極的な広報活動<sup>42</sup>が必要であるとの意見があった。

構成員からは、新 4K8K 衛星放送の普及のためには、ピュア 4K コンテンツの充実が不可欠であるとの指摘がほぼ全員からあったほか、右旋の空き帯域は 4K 放送に割り当てるべき、ピュア 4K コンテンツが充実することで 4K 視聴可能機器も普及する、2K と 4K の一体制作によりコスト削減が可能といった意見が挙げられた。また、コンテンツ振興の観点から、ケーブルテレビにおける取組<sup>43</sup>を参考に衛星放送の分野でも 4K を表彰する取組や、クリエイターを支援する仕組みの必要性について指摘がなされた。

これらの意見等を踏まえ、4K コンテンツの充実については、以下の方針により進めるべきである。

### ① ピュア 4K コンテンツの充実

視聴者の 4K に対するニーズを満たすためには、インターネット動画配信サービスとの連携など、放送に限らないコンテンツのマルチユースを想定した上で、新 4K8K 衛星放送におけるピュア 4K コンテンツを増やしていくことが必要である。

特に、2021 年 7～9 月に開催予定の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は、臨場感あふれる 4K コンテンツをリアルタイムで視聴者に届ける絶好の機会であることから、関係の放送事業者の積極的な取組が期待される。

<sup>42</sup> 2020 年には、同年 12 月 1 日の BS デジタル放送 20 周年・新 4K8K 衛星放送 2 周年を記念し、A-PAB 主催による記者発表会（同年 11 月 20 日）や、NHK 及び BS 民放 5 社が同年 12 月を新 4K8K 強化月間とし、共同で「新 4K8K 衛星放送で見ようよ！月間」キャンペーンが実施されている。

<sup>43</sup> （一社）日本ケーブルテレビ連盟が主催する「日本ケーブルテレビ大賞 番組アワード」において、2016 年から 4K 部門が設置されている。

## ② 訴求効果の高い周知広報の推進

視聴者の認知度を高めるため、業界全体で、新 4K8K 衛星放送の魅力やそこで放送される優良な番組・コンテンツについて、訴求効果の高い周知広報の手法を検討、実施していくことが必要である。また、定期的に市場調査を実施し、周知広報の効果を検証するとともに、視聴者のニーズや環境の変化を把握することが望ましい。

## 2. 周波数の有効利用の推進

### （１）BS 右旋帯域の空き帯域の活用

前章のとおり、かねてからひっ迫していた右旋帯域であったが、BS 右旋帯域においては、周波数使用基準の適用、一部事業者の撤退等及び NHK の衛星波の整理・削減といった理由により、今後一定の空き帯域が発生することが見込まれている。現行の基幹放送普及計画では、右旋帯域は 2K 放送で使用することが基本とされているが、今後、当該空き帯域を有効活用するに当たり、当該帯域を 2K 放送に割り当てるべきか、4K 放送に割り当てるべきか検討する必要がある。

ワーキンググループでは、この点について関係事業者・団体から、今後の番組整理の際には、2K 放送ではなく 4K 放送への移行を図ることになると考える<sup>44</sup>という意見や、現状の左旋帯域における 4K 放送事業者の事業運営は厳しく、既存事業者の需要もあることから、BS 右旋帯域も 4K 化するべきである<sup>45</sup>といった意見があった。また、BS 左旋帯域において 4K 放送の認定を受けている事業者からは、早期に BS 右旋帯域で 4K 放送を行いたい<sup>46</sup>との要望があった。

構成員からも、衛星放送における高精細・高品質化の流れや 4K コンテンツの充実という観点に鑑みれば、BS 右旋帯域の空き帯域については、4K 放送に割り当てるべきであるとの意見が複数あった。

これらの意見等を踏まえ、BS 右旋帯域の活用については、以下の方針により進めるべきである。

### ① BS 右旋帯域の 4K 放送への割当て

今後、BS 右旋帯域において一定帯域が確保できた場合には、当該帯域は 4K 放送に割り当てるべきである。

新 4K8K 衛星放送視聴可能機器の累計出荷台数は着実に伸びてきてはいるも

<sup>44</sup> 第 10 回会合資料 10-2 (B-SAT) 9 ページ (参考資料 40 ページ) 参照

<sup>45</sup> 第 10 回会合資料 10-3 ((一社) 衛星放送協会) 10 ページ (参考資料 42 ページ) 参照

<sup>46</sup> 第 11 回会合資料 11-1 ((株) WOWOW) 11 ページ (参考資料 44 ページ) 参照

### (1) インフラの利用料金の負担軽減

近年、B-SAT 及びスカパーJSAT が運用している人工衛星を利用する BS 及び CS の放送事業者においては、他のサービスとの競争により衛星放送事業の経営環境が厳しくなる中で、両者に支払う衛星のトランスポンダ費用及びアップリンク費用といった利用料金の負担が相対的に厳しくなっている。

事業者名	BS	CS	
	(株)放送衛星システム	スカパーJSAT(株)	
運用衛星	BSAT-3a, 3b, 4a, 4b, BSAT-3c/JCSAT-110R※1 (東経110度)	JCSAT-110A BSAT-3c/JCSAT-110R※1 (東経110度)	JCSAT3A, 4B(東経128度, 124度)
地球局・管制センター	アップリンクセンター(渋谷、菖蒲(無人)、君津(無人)) 管制センター(川口、君津(無人))	スカパー東京メディアセンター(江東区) 衛星管制センター(横浜) ネットワーク管制センター(常陸大宮、山口)	
費用 (12スロット)	トランスポンダ：約1億9,800万円/年 アップリンク：約8,000万円/年 (契約約款:2011/10/1～)	トランスポンダ：約1億2,500万円(変動型プラン※2)/年 アップリンク：約4,100万円(変動型プラン※2)/年 (東経110度サービス契約約款:2020/3/31～)	

注 各社HP及び契約約款より作成  
 ※1 BSAT-3c/JCSAT-110Rは両者のハイブリッド衛星  
 ※2 スカパー変動型プランは、加入者数によって、月額基本料が変動

【図表 20 BS 放送及び CS 放送における衛星等の運用状況】

ワーキンググループでは、(一社)衛星放送協会から、個社におけるコスト低減の取組には限界があり、固定的経費である利用料金の負担感が増していること、コンテンツへの更なる投資やサービス料金の値下げを図る観点から、今後、B-SAT とスカパーJSAT が協調・連携し、利用料金の低廉化に向けて取り組むことを期待する旨の要望があった。同協会からは、併せて、今後、インフラ事業者との間で、利用料金の低廉化に向けた意見交換を行う場を設置することの提案もあった。

また、スカパーJSAT から、衛星の調達・運用コストといったハード事業の構造見直しについては当然検討すべき課題であるとの意見があった。

このように、利用料金の負担軽減に向けた検討の必要性については、放送事業者及びインフラ事業者双方の共通認識となっている。

また、2011年には、BSAT-3c/JCSAT-110R が B-SAT 及びスカパーJSAT のハイブリッド衛星として打ち上げられ、現在も運用されているが、我が国の衛星放送に関連したハイブリッド衛星の事例はこの1つだけである。ワーキンググループでは、ハイブリッド衛星に関して、衛星の調達・運用コストの削減が期待できるとの意見があった一方で、衛星の大型化による打ち上げ費用の増加を懸念する意見もあった。また、利用料金の軽減策として、地球局設備や管制業務の共用化

等についても意見があり、構成員からは、B-SAT とスカパーJSAT、事業者団体が連携して、この問題を検討することは重要との議論があった。

こうした議論を踏まえ、利用料金については、以下の取組を進めるべきである。

- ① インフラ事業者である B-SAT 及びスカパーJSAT は、次期契約約款改定及び今後のシステム更新・改修等に向け、現行のシステム構成のスリム化や運用コストの精査等、各社においてコスト構造を見直すことにより、利用料金の低減に向けた取組を積極的に進める。その際は、諸外国の動向や技術の進展も踏まえつつ、地球局や管制センターの統合運用や設備の共同利用、ハイブリッド衛星調達の可能性について、両者で連携して検討を進めることが重要である。
- ② ①の取組の検討状況や成果については、(一社)衛星放送協会が、B-SAT 及びスカパーJSAT 並びに有識者の参加を得て、放送事業者との意見交換の場を設けて議論を行い、利用料金の低減策等について関係者間の合意形成を図る。その結果を踏まえて、総務省においても必要な対応を行う。

さらに、以上のような事業者等間における取組を進める過程においては、総務省も必要に応じて議論に参加し、サポートしていくべきである。


### (2) 柔軟なプラットフォーム運営の実現

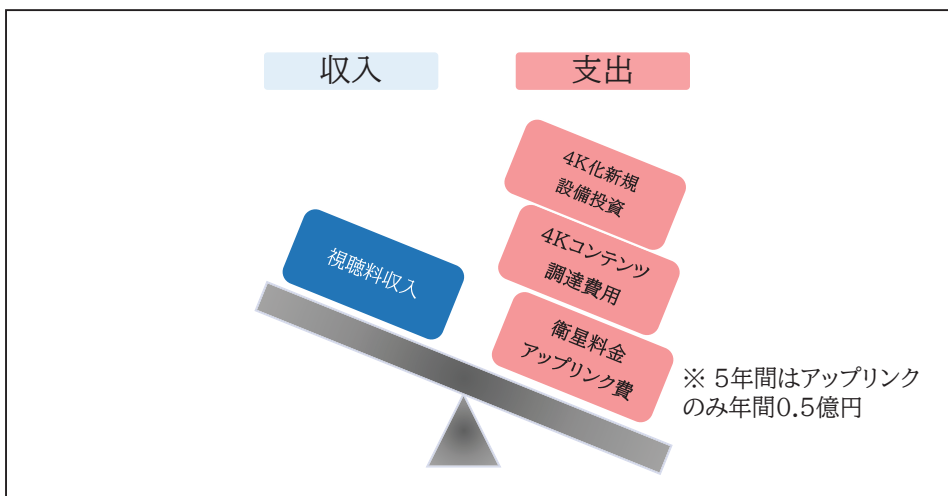
有料多チャンネル衛星放送におけるプラットフォーム事業者に対する規律については、当初プラットフォーム事業者による自主的なガイドラインの策定とその運用に委ねられてきたが、2008年の改正放送法<sup>49</sup>の施行により有料放送管理事業者制度が導入され、事前規制として業務の実施方針の公表や適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じること等<sup>50</sup>及び事後規制として業務改善命令<sup>51</sup>が規定された。

スカパーJSAT による「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」<sup>52</sup>は、衛星デジタル放送の開始による視聴者の増加に伴い、東経110度CS放送においてプラットフォーム事業者が視聴者や放送事業者等に与える影響の拡大が見込まれたことに鑑み、2003年に総務省の有識者会議<sup>53</sup>が公表した「衛

<sup>49</sup> 放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）による改正後の放送法  
<sup>50</sup> 料金その他の提供条件等を明らかにする措置、苦情等を適切かつ迅速に処理する措置、業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。また、業務の実施方針を策定し、公表しなければならない。（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第182条）  
<sup>51</sup> 有料放送管理事業者の業務に違反が認められた場合は、業務の方法の改善等を命ずることができる。（放送法第156条第4項）  
<sup>52</sup> 第11回会合資料11-3（事務局提出）18ページ（参考資料48ページ）参照  
<sup>53</sup> CSデジタル放送に関する事業の在り方に関する検討会（座長：舟田正之 立教大学教授（当時））

### 1-3. BS・CS左旋事業者の運営モデル例

 2018年12月の開局以来、厳しい状況が続いている



現状のBS・CS左旋4K事業者の事業運営は難しい。

5年間は、衛星料金が実質無料とは言え、衛星料金の無料が継続しても現状の打破が必要。

BS・CSとも左旋帯域は、空き帯域が多く存在しているが

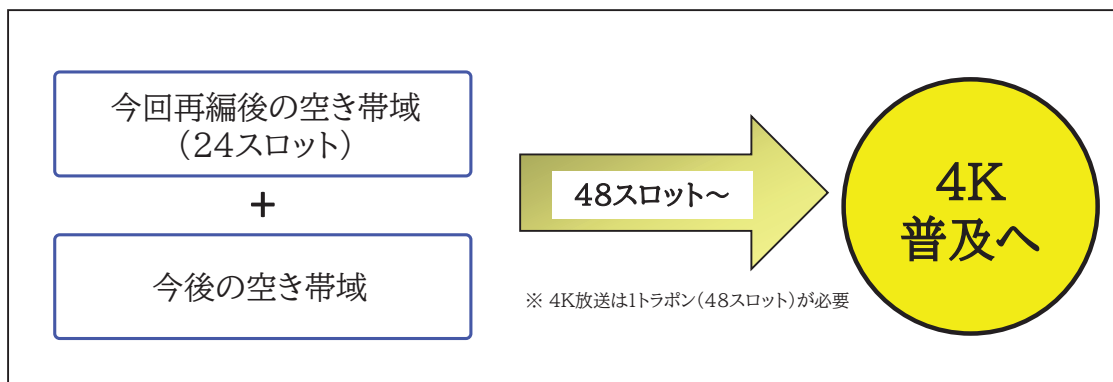
**現時点で追加利用希望者はいない状況**

Japan Satellite Broadcasting Association Confidential and Proprietary

7



### 2-2. BS右旋帯域の有効利用と4K化



- ・ 今般のBS右旋帯域再編後の空き帯域の有効利用が必要。
- ・ 既存事業者の4K化の希望あり。
- ・ **BS/CS左旋展開事業者より、右旋への移行希望あり。**

## 経済産業省から新潟県への出張について

番号	氏名	肩書	日付	面談あるいは意見交換の相手	出張の目的
1	—	資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官	2020年1月9日	自治体関係者	意見交換等
2	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年1月16日～17日	自治体関係者	意見交換等
3	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年1月30日	柏崎刈羽地域担当官事務所	意見交換等
4	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年2月3日～4日	地元経済団体関係者	意見交換等
5	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年2月6日～7日	県議会議員、自治体関係者、 地元経済団体関係者	意見交換等
6	—	資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官	2020年2月7日	自治体関係者	意見交換等
7	平井 裕秀	資源エネルギー庁次長	2020年2月12日	自治体関係者	意見交換等
8	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年2月12日	自治体関係者	意見交換等
9	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年2月19日～20日	自治体関係者	意見交換等
10	—	資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官	2020年2月20日	自治体関係者	意見交換等
11	—	資源エネルギー庁原子力基盤室長	2020年2月27日～28日	自治体関係者	意見交換等
12	—	資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官	2020年2月28日	自治体関係者	意見交換等
13	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年3月2日～3日	地元経済団体関係者	意見交換等
14	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年3月4日～5日	地元経済団体関係者、自治体関係者	意見交換等
15	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年3月10日～11日	自治体関係者	意見交換等
16	—	資源エネルギー庁原子力基盤室長	2020年3月11日	自治体関係者	意見交換等
17	—	資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官	2020年3月11日	自治体関係者	意見交換等
18	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年3月18日～20日	地元経済団体関係者	意見交換等
19	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年3月25日～26日	地元経済団体関係者	意見交換等
20	平井 裕秀	資源エネルギー庁次長	2020年3月26日	自治体関係者	意見交換等
21	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年4月2日～3日	地元経済団体関係者	意見交換等
22	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年6月10日～11日	自治体関係者、地元経済団体関係者	意見交換等
23	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年6月23日～24日	自治体関係者、地元経済団体関係者	意見交換等
24	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年6月29日	地元経済団体関係者	意見交換等
25	高橋 泰三	資源エネルギー庁長官	2020年6月30日	自治体関係者	意見交換等
26	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年6月30日	自治体関係者	意見交換等
27	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年7月2日	自治体関係者	意見交換等
28	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年7月6日	自治体関係者	意見交換等
29	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年7月8日～10日	自治体関係者	意見交換等
30	—	資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官	2020年7月9日	自治体関係者	意見交換等
31	—	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官	2020年7月15日～16日	自治体関係者、県議会議員	意見交換等
32	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年7月27日～28日	市議会議員、村議会議員	意見交換等
33	—	資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官	2020年8月3日～4日	自治体関係者	原子力防災訓練（船舶避難訓練）参加
34	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年8月5日～6日	自治体関係者	意見交換等
35	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年8月25日～26日	自治体関係者、地元経済団体関係者	意見交換等
36	小澤 典明	資源エネルギー庁首席エネルギー・地域政策統括調整官	2020年8月31日～9月1日	東京電力	柏崎刈羽原子力発電所視察
37	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年8月31日～9月1日	東京電力	柏崎刈羽原子力発電所視察
38	—	資源エネルギー庁原子力基盤室長	2020年8月31日	東京電力	柏崎刈羽原子力発電所視察
39	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年9月2日	自治体関係者	柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会出席
40	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年9月8日～10日	自治体関係者	意見交換等
41	—	資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官	2020年9月8日～9日	自治体関係者	意見交換等
42	保坂 伸	資源エネルギー庁長官	2020年9月9日	県議会議員	意見交換等
43	保坂 伸	資源エネルギー庁長官	2020年9月14日	東京電力	柏崎刈羽原子力発電所視察
44	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年9月14日	東京電力	柏崎刈羽原子力発電所視察
45	—	資源エネルギー庁原子力基盤室長	2020年9月14日	東京電力	柏崎刈羽原子力発電所視察
46	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年9月15日～17日	地元経済団体関係者	意見交換等

番号	氏名	肩書	日付	面談あるいは意見交換の相手	出張の目的
47	小澤 典明	資源エネルギー庁首席エネルギー・地域政策統括調整官	2020年9月18日	東京電力	意見交換等
48	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年9月18日	自治体関係者	意見交換等
49	—	資源エネルギー庁原子力基盤室長	2020年9月18日	自治体関係者	意見交換等
50	—	資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官	2020年9月18日	自治体関係者	意見交換等
51	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年9月28日～29日	地元経済団体関係者	意見交換等
52	小澤 典明	資源エネルギー庁首席エネルギー・地域政策統括調整官	2020年9月30日	県議会議員	意見交換等
53	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年9月30日	県議会議員	意見交換等
54	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年10月5日	自治体関係者	意見交換等
55	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年10月7日～8日	地元経済団体関係者、自治体関係者	意見交換等
56	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年10月8日～9日	県議会議員、自治体関係者	意見交換等
57	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年10月12日～14日	地元経済団体関係者	意見交換等
58	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年10月19日～20日	地元経済団体関係者、自治体関係者	意見交換等
59	—	資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官	2020年10月23日～24日	福祉関係者	意見交換等
60	保坂 伸	資源エネルギー庁長官	2020年10月26日	自治体関係者	意見交換等
61	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年10月26日	地元経済団体関係者、自治体関係者、 県議会議員	意見交換等
62	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年10月28日～29日	自治体関係者、地元経済団体関係者	意見交換等
63	—	資源エネルギー庁原子力基盤室長	2020年10月28日	自治体関係者	意見交換等
64	—	資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官	2020年10月28日	自治体関係者	意見交換等
65	小澤 典明	資源エネルギー庁首席エネルギー・地域政策統括調整官	2020年11月5日～6日	自治体関係者	柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会出席
66	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年11月5日～6日	自治体関係者	柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会出席
67	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年11月11日～13日	自治体関係者	意見交換等
68	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年11月26日	自治体関係者、県議会議員	意見交換等
69	保坂 伸	資源エネルギー庁長官	2020年11月27日～28日	県議会議員	意見交換等
70	小澤 典明	資源エネルギー庁首席エネルギー・地域政策統括調整官	2020年11月27日	県議会議員	意見交換等
71	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年11月27日～28日	自治体関係者	意見交換等
72	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年12月1日～2日	自治体関係者	意見交換等
73	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年12月7日～8日	地元経済団体関係者、県議会議員、 自治体関係者	意見交換等
74	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年12月11日	自治体関係者、地元経済団体関係者	意見交換等
75	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年12月14日～16日	東京電力、東京商工会議所	柏崎刈羽原子力発電所視察
76	—	資源エネルギー庁原子力基盤室長	2020年12月15日	自治体関係者	意見交換等
77	—	資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官	2020年12月15日	自治体関係者	意見交換等
78	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2020年12月24日～25日	自治体関係者、地元経済団体関係者	意見交換等
79	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2021年1月13日	自治体関係者	意見交換等
80	—	大臣官房エネルギー・地域政策統括調整官	2021年1月19日～20日	自治体関係者	意見交換等



# 再稼働へ東電・国、根回し着々

## 事故処理費用 柏崎刈羽力ガ



ルディングスの小早川智明社長は、2011年の東日本大震災で太平洋側の発電所が軒並み止まったことを引き合いに、「日本海側の柏崎刈羽は非常に重要な電源だ」と強調。原発推進派で知られる三村氏も「原子力を相並程度活用せざるを得ない。大事なきっかけとして柏崎刈羽の稼働に強く期待する」と応じた。

肌を刺すような冷たい風。小雪が舞った14日、東京電力の柏崎刈羽原発を東京商工会議所の三村明夫会頭（日本製鉄を賛成会）ら経済界の視察団が訪れていた。敷地内では、7号機の再稼働に向け、原子力規制委員会から求められた安全対策工事が急ピッチで進む。案内役を務めた東電ホー



東京電力の柏崎刈羽原子力発電所。手前が1～4号機、奥が5～7号機。新潟県柏崎市・刈羽村

ルディングスの小早川智明社長は、2011年の東日本大震災で太平洋側の発電所が軒並み止まったことを引き合いに、「日本海側の柏崎刈羽は非常に重要な電源だ」と強調。原発推進派で知られる三村氏も「原子力を相並程度活用せざるを得ない。大事なきっかけとして柏崎刈羽の稼働に強く期待する」と応じた。

気を使う首都圏の経済界と一緒に原発の必要性を訴えることで、再稼働に向けた弾みにする狙いがあった。福島第一原発の事故から約10年。事故を引き起こした東電は今年9月、規制委員会から再び原発を動かす「適格性」の「お墨付き」を得て、再稼働への環境づくり

を推し進めている。年明けに対策工事が終われば、いよいよ焦点は再稼働への地元同意となる。その地ならしむすでに、半年ほど前から水面下で進んでいる。コロナ禍による政府の緊急事態宣言が明けて間もない6月ごろ、資源エネルギー庁の高橋泰三長官（当時）は自民党新潟県連を訪れていた。長官がわざわざ乗り込んできたことに、同席した県連幹部は「いよいよ来たか」と身構えた。「お金もかけているし、安全審査も進んでいる。動かさないうままにするのではできない」

そう訴える高橋氏に県連幹部は「再稼働はすぐには難しいですよと伝えた。県内では再稼働への反発が強

く、知事選への影響が懸念された。東電も経済産業省もそこを意識し、知事の任期が切れる22年6月の1年ほど前、来年6月までに再稼働への同意を取りつけるシナリオを描く。再稼働で収益を改善しなければ、膨らむ福島第一の事故処理費用を賄い切れないからだ。高橋氏の後任、保坂伸・エネ庁長官も7月の着任以来、何度も新潟入りする異例の対応を取っている。11月27日、非公開で開かれた自民党県連向けの勉強会。保坂氏は、政府の原発政策などを紹介しつつ、日本海側の電源の重要性を訴えた。議員からは原発周辺の避難道路の整備を求める声などが挙がったという。再稼働を求める地元の経

済界の要請を受け、県議会が同調し、最後は知事が同意を決定する。多くの原発再稼働で見られたプロセスが繰り返されるのか。花角英世・新潟県知事は、県独自の検証委員会の報告を受けて判断するとし、再稼働への態度をまだ明らかにしていない。だが、原発事故から10年を経て、東電と経産省は再稼働への地ならしを着実に進めつつある。（長橋亮文・杉山歩・大津智義）

2面に続く

改訂された指針の用途や規制制度上の位置付け等に関連して、現行法令上いわゆるバックフィットについての規定が存在しないという状況を踏まえ、「(改訂された指針類は) 今後の安全審査等に用いることを第一義的な目的としており、指針類の改訂がなされたからといって、(そのこと自体をもって直ちに) 既設の原子力施設の耐震設計方針に関する安全審査のやり直しを必要とするものでもなければ、個別の原子力施設の設置許可又は各種の事業許可等を無効とするものでもない」と整理した。また、その理由について、「原子炉等規制法では新たな安全基準等の遡及適用に関する規定が存在しておらず、また、そもそも安全委員会が策定する指針類の法的位置付けがなされておらず、したがって指針類の改訂そのものが法令上の判断基準(設置許可等の基準)の変更にあたるとまではいえないことから、(既設の施設の耐震安全性の確認は)あくまでも法令に基づく規制行為の外側(に位置付けられるべきもの)」とした。

(国会事故調査委員会調査報告書 516 ページ)

日本では、SA 対策は検討開始当初より自主対策とされてきた。1991 年の原子力安全委員会の共通懇において「アクシデントマネジメント (AM) は、原子炉設置者の『技術的能力』、いわゆる『知識ベース』に依拠するもので、現実の事態に直面しての臨機の処置も含む柔軟なものであって、安全規制によりその具体的内容が要求されるものではない」と明記されている。

自主対策では、規制要件上の工学的安全設備のように高い信頼性が、SA 対策設備に求められない。事業者の自主的な対応であることは、事業者が電事連を通じて、規制当局に積極的に働きかけを行う余地を生じさせた。特に、海外の動向を受けた 2010 年ごろからの規制当局の SA 規制化の流れに当たっては、積極的な働きかけを行ってきた。事業者から規制当局への折衝方針には、繰り返し、訴訟上問題とならないこと、及び既設炉の稼働率低下につながらぬようバックフィットが行われないことが挙げられている。

(国会事故調査委員会調査報告書 95 ページ)

## 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(施設の使用の停止等)

第43条の3の23 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第1項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 (略)



**名称** Atomic Energy Association

**設立** 2018年7月1日

**ミッション** 原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用しながら、原子力発電所の安全性に関する共通的な技術課題に取り組み、自主的に効果ある安全対策を立案し、事業者の現場への導入を促すことにより、原子力発電所の安全性をさらに高い水準に引き上げる。

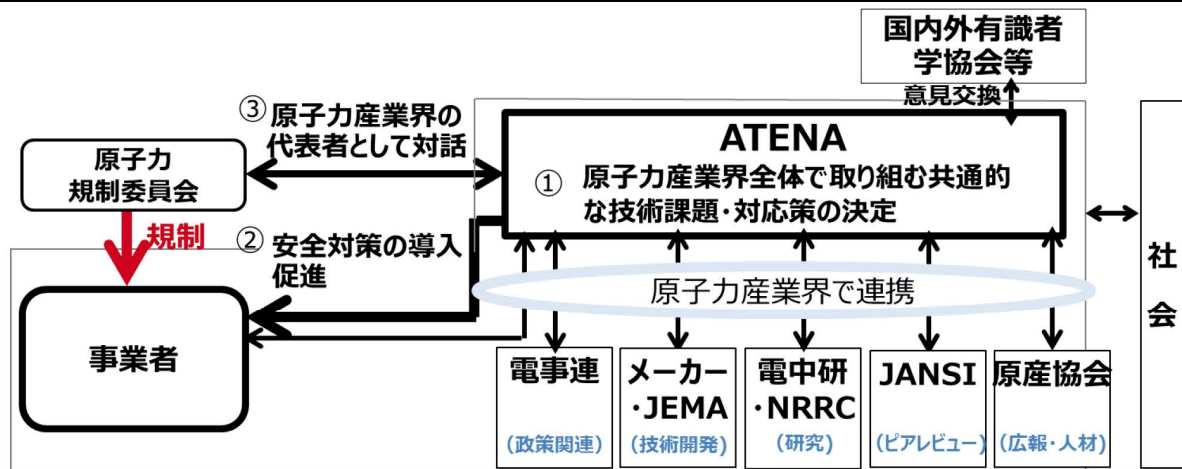
**役員** 理事長 門上 英（三菱重工業株式会社） 理事2名、監事2名

**職員** 原子力事業者およびメーカーから、各分野の専門家を結集  
(専門分野) 安全設計、機械電気設備、自然外部事象、規制制度

**会員** 関西電力(株)、九州電力(株)、四国電力(株)、中国電力(株)、中部電力(株)、電気事業連合会、電源開発(株)、(一財)電力中央研究所、東京電力ホールディングス(株)、東芝エネルギーシステムズ(株)、東北電力(株)、(一社)日本原子力産業協会、日本原子力発電(株)、(一社)日本電機工業会、(株)日立製作所、北陸電力(株)、北海道電力(株)、三菱重工業(株)、三菱電機(株)  
(一社)原子力安全推進協会、日本原燃(株)、日本原子力研究開発機構がオブザーバー参加

## 原子力産業界におけるATENAの役割

- ① 原子力産業界全体で取り組む共通的な技術課題及び対応策を決定  
(原子力産業界の各組織の活動をコーディネートの上、ATENAが主体となって、効率的・効果的に課題解決に取り組む)
- ② 自主的・効果的な安全対策の事業者現場への導入促進(リスクマネジメントの定着に貢献)
- ③ 原子力産業界の代表者として、規制当局と対話



略語説明 JEMA：(一社)日本電機工業会、NRRC：原子力リスク研究センター、JANSI：(一社)原子力安全推進協会

表1 新たな枠組みにおける各主体の役割

機能	規制要求（バックフィット対応）		新たな枠組み		
	規制当局	事業者	規制当局	ATENA	事業者
要求水準の提示と義務化	○基準要求 ・規制基準 ・審査ガイド		〔対策水準認識共有〕	○要求事項（ガイド） （技術要件書） ○実施計画書の確認	○対策内容、実施工程のコミットメント （実施計画書）
要求水準への適合性を設計段階で確認	○審査 ・設置許可 ・工事計画	○基本設計 （設置変更許可申請書） ○詳細設計 （設工認申請書）	○確認 〔設計進捗をATENAへ確認可能〕	○要求事項への整合性の確認	○基本設計 ○詳細設計 （要件整合確認書） （安全性向上評価届出）
要求水準への適合性を工事実施段階で確認	○検査 ・原子力規制検査	○工事実施 ○使用前事業者検査	○確認 〔現地にて確認可能〕	○工事完了の確認	○工事実施 ○自主検査 （安全性向上評価届出）

「従来のバックフィットの対応においては、規制当局は、

- ・ 規制基準の制定
- ・ 事業者からの申請を受けて、規制基準に適合していることを設計段階で審査
- ・ 審査どおりに対策が履行されていることを工事実施段階で検査

という機能を担って規制基準通りの対策実施がなされることを担保している。

「新たな枠組みにおいては、これらの機能を主に産業界が担い、規制当局は全体のプロセスを包括的に確認することが効果的と考える。」